

第 11 回

食料・農業・農村政策審議会

基本法検証部会

第 11 回

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

日時：令和5年3月14日（火）15：01～17：01

会場：農林水産省7階講堂

議 事 次 第

1. 開会

2. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔今後の施策の方向（食料）〕

3. 閉会

【配布資料一覧】

- | | |
|------|--------------------------|
| 資料1 | 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会委員名簿 |
| 資料2 | 今後の施策の方向（食料） |
| 参考資料 | 食料・農業・農村基本法 |

午後 3 時 0 1 分 開会

○政策課長 では、ただいまから第11回食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は茂原委員、高槻委員、二村委員が所用により御欠席となっております。また、上岡委員が少し遅れて参加されるということでございます。

現時点での委員の出席者は16名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数、3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

本日の審議会は公開とし、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、野村農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

○農林水産大臣 皆様、こんにちは。第11回の食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、お集まりいただいたことに、厚く御礼を申し上げます。

前回から今後の展開方向について御議論をいただいておりますが、今回は食料分野の施策の方向について御議論いただくと伺っております。委員の皆様には活発に御議論いただくことをお願い申し上げて、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

本日もよろしくお願いいたします。

○政策課長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

今のお話にもございましたように、今日は第11回目の部会となります。食料分野のお話をしていただきますけれども、前回も食料安全保障に関連する御議論をいただきましたが、それだけでなく幅広く食料政策に関する御議論をいただければと思っております。

17時までの開催予定でございますので、効率的に進めてまいりたいと思っております。

それで、前回のように、意見交換の際には委員の皆様の間でも議論できるように進めて

いきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○総括審議官 総括審議官の杉中でございます。資料2に基づいて御説明をさせていただきます。

本日は、先ほど紹介ありました基本的施策の食料施策ということで、基本法では基本的施策として、食料施策、農業施策、農村施策というふうに掲げられております。今日は食料施策というところで、事前の説明で委員の皆様方から、国内の食料生産の話が書いていないという御指摘もいただいたんですけれども、それは次回の農業施策のところでも取り上げたいと思いますので、御理解をいただければというふうに思います。

まず、1ページ目でございます。今回は現行基本法の基本的な考え方であるとか、そのときの留意すべき点についても指摘が欲しい、ちゃんと記述してほしいというような委員の先生からの御指摘もありましたので、付け加えております。

まず、現行基本法で食料施策というものが記載された基本的な理由ですけれども、もともとその前の農業基本法というのは、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図るということを目的とするものだったんですけれども、基本法は国民全体の視点からの施策というのに位置付け直すといったときに、国民の立場から農業・農村の役割というのを説明しようという観点で施策の整理をしたものでございます。

そういう観点からの(1)でございますけれども、国民視点での政策への転換ということで、まず食料の安定供給を行うということが一番重要だと。それを第一の理念に位置付けたということです。

また、国民の視点、個々の消費者ということがありますので、個々の消費者が健康で豊かな食生活を実現するということが、量だけではなくて、安全・高品質な食料というのが確保されないといけないということで、また、消費者の合理的な選択、食料消費の改善というものをやっていかないといけないということで、これは今の基本法で初めて記入された。

また、消費者のもとには、農業だけではなくて、食品産業による加工・流通を経て消費者に届くということもございまして、食品産業の発展という観点の施策もこの基本法で追加されたということでございます。

次のページを御覧ください。前回は議論になりました食料の安定供給と食料安全保障の関係ということについて、現行基本法上の整理について説明をさせていただきます。

前回議論ありましたけれども、今のFAOの食料安全保障の定義上では、4つの項目がありますけれども、食料供給、要は物として十分あるかということと、食品アクセス、それは不公平によって配分の偏りが無いかということと、あとユーティリゼーションとあって、物はあっても、安全にちゃんと使えるかということと、スタビリティと、持続的に使えるかという、4つの概念があるということで、食料安定供給というのは1つの要素ということで、食料安全保障の方が上位の概念になっていると、そういう整理になっております。

そういう観点から現行基本法の整理を考えますと、現行基本法の食料安定供給というのは、平時においてはそういった理念としていたんですけれども、安定供給については、当時、輸入により食料を調達するということは難しくなかった状況でございますけれども、ただ長期的に見た場合には、世界人口が増えますので、世界の食料需給は、逼迫するということが予見されているということで、できるだけ国内生産を基本とした食料供給を目指すことが必要だということで、そこを基本として輸入と備蓄を組み合わせるという整理をしたと。むしろそのときは、自然に市場に任せると輸入品の増加が国内生産を圧迫するというおそれがありましたので、輸入の安定化、急増しないよう抑えていく安定化ということを重視していたと。

現行基本法については、19条の不測時における食料安全保障というところで食料安全保障という言葉が出てくるわけですが、先ほどFAOの定義で言ったときの食品のアクセスという観点については、当時の経済状況下では、消費者は豊かで、かつ購買意欲は旺盛でございましたので、総量としての食料があれば、経済活動の流通・小売を通じて国民に広く行き渡るということで、配布上の問題がなかったということで、平時の食料安全保障という概念を用いていなかったというふうに考えます。

一方、19条に掲げているのは、食料の輸入の途絶や国内の大不作、海外の不作という事態があったときには、食料の安定供給というのが確保できないということだけではなくて、増産であるとか流通統制であるとか、いわゆる配分の方の取組も必要になってくるということで、不測時においては、危機対応のための総合的な食料施策を行うということで、量等を確保するだけではなくて、配分も必要という観点から、食料安全保障という用語を用いたというふうに考えております。

次に、今の基本法の前提として指摘するのは、国内市場を主として、ほぼそこを想定とした施策だと。当時の国内市場というのは非常に大きな、かつ成長段階にある市場でございましたので、一部の品目を除いて国内生産のみでは充足できないという時代がございま

したので、国内の農業・食品産業を育てて、いかに国内の需要に対応していくということが課題だったと。そういう意味で、国内市場のみを想定したんですけれども、ただ、18条第2項に輸出に関する施策というのも現行基本法では記載されております。これは資料を見てみますと、輸出を通じて企業化マインドを醸成できると。それが国内農業の活性化に役立つんだと、そういう説明をしておりますので、実際に今のような形で輸出促進の段取りを行ったのは2000年代の後半、もっと活性化したのは2010年以降ということでございます。

また、現行基本法の大前提として、価格政策からの転換ということで、価格は市場に委ねるといって、価格政策というのは、需給事情や消費者のニーズが農業者に伝わりにくいと。農業者の経営感覚の醸成の妨げになっているというような課題がありまして、市場における価格が需要の動向や品質に関する評価を適切に反映すると。それが生産現場にそういった評価を迅速に伝えるシグナルとしての機能を果たすといって、基本的な価格であるとかというものは、市場に委ねるといって大前提に立っていたといっています。

以上のような考えに立って、5ページ、これは説明しませんけれども、今の基本法では5つの基本的施策というのを位置付けているところであります。

次に、3以降ですけれども、この5つの施策について20年間の情勢の変化、あと今後20年に起こり得るであろう変化を見据えた課題というのを整理すると。

内容については、相当これまで議論いただいたところで、簡潔に説明をさせていただきますけれども、まず平時における食料安全保障。現行基本法では食料の安定供給を確保すれば、それ以上の対策は必要ないという考えだったわけですが、まず①ですけれども、平時における食料安定供給についても輸入リスクというのが発生をしていると。これは何回も過去に御議論をいただいたところです。

また、経済的な日本の地位が相対的に落ちているという状況の中で、買い負けのような状況も発生しているといっているところで、輸入を通じてこれをセーフティーネットとして、必要な量をいつでも買えるんだという時代ではなくなっているといっている御指摘をいただいたところです。

こういう観点もあるし、黒い矢印、7ページ以降ですけれども、政策としての要素を何個か考えております。1つは、国内生産とあと輸入の安定化、適正な備蓄方法で、平時から食料の安定供給を図るための施策を行わなければならないといっています。

次に、「一方」と書いておりますし、輸入のときには量だけではなくて、防疫、動植物

検疫ということも国際農業に大きな影響を与えておりますので、そういったことも考えないといけない。

また、現行基本法にないこととして、「また」というところ以下ですけれども、生産資材、この安定輸入、安定供給ということも国内の農業生産にも不可欠なものでございますので、そういった視点も必要だというふうに考えております。

また、食品産業施策につきましては、世界的な食料の増加に伴う調達競争の激化というところがございますので、農業との連携を更に深めるために、実需者や消費者ニーズに応じた生産というのを推進するとともに、食品産業側においても国産原材料への切替えを促進するといったような措置を行っていくことが必要だというふうに考えております。

2点目として、食品アクセスの問題。これも何回も説明しましたけれども、平時の食料安全保障の関係として、1つは買い物困難に至るような、物が届かないというような問題であるとか、あと、経済的な理由で十分食料を取得できないというような問題が発生しているというようなことで、黒い矢印の下にありますように、こういった買い物困難者対策、これはいわゆる物流の2024年問題がさらに深刻化することが予想されておりますけれども、そういったものの対応であるとか、あと経済的な問題につきましては、福祉施策と、あと孤独・孤立対策などと連携をしつつ、個人の食料安全保障の観点からの対応を求められるというふうに考えております。

(2)でございます。国内市場の縮小と海外市場の拡大。

人口減少に伴って、急速に国内市場が縮小すると。市場が縮小モードにあると、投資が減少して、国内生産にもマイナスの効果をもたらすという状況でございます。一方、世界的には食市場というのが急速に拡大をしております。そういう意味で、海外に展開するような産業に転換していかなければならないという議論をいただきました。

また、食品産業についても、次のページですけれども、同じように国内市場の縮小ということで、今、経営者の高齢化により事業承継の課題を抱えると。見切りを付けてやめてしまうという、黒字廃業というようなものもかなり増えているということでございます。農産物というのは食品製造業による加工を経て消費者に届くものというのは多数あるということでございますので、食料の供給の観点からは、こういった食産業を次世代につなげていくということも必要でございます。

こういった観点から、黒矢印の下にあるように、農業・食品産業については海外市場も視野に入れた産業に転換していくということが必要だと。このため、農業者に裨益する効

果を検証しつつ、輸出拡大のための体質を進めていくと。

また、食品産業につきましても、廃業する企業の製品とあと地域の食文化を守っていくという観点から、食品産業の事業承継の円滑化、食品産業の体質強化を図っていくことが重要と。

次に、(3)でございます。リスクアナリシス。

これはまた現行基本法の制定の後にBSEの問題とかが起こって、食品安全の施策というのは根本的に変わったという形では、2003年に食品安全基本法ができて、リスク分析に基づく施策に変換したというようなこと、また、次のページにあるように、Codexのような議論が進んで、HACCPベースでの食品安全管理というのが世界の主流になって、日本でも2021年に食品衛生法が、改正されたというようなこと。

現行基本法におきましては、こういった制度の改正というのを、これは前に書かれたものでございますので、そういう意味では、食品安全の重要性というのは、最後に書いてあるFSSC22000というような形で、民間の取引でもこういった安全性というのが密接不可分となっていると。そういう観点から、消費者への安全な食料の供給というのは、現行基本法の消費に関する施策にも書いておりますけれども、こういったもの、リスク分析に基づくものというのを今後とも徹底していくという必要があると。

一方、こういった食品安全、食品表示の規格・基準の違いが輸出の拡大の支障になっているということもございますので、国際的なルールの確保や国際規格・基準の設定等についても国際的ルールを視野に入れたものに対応していく必要があるということです。

次でございますけれども、(4)デフレ経済下における価格形成機能。

これも何度も御議論いただきましたけれども、現行基本法制定時に一番想定していなかったというのは、日本経済が長期にわたって低迷して、ほとんど物の値段が上がらないというような事態というのは想定しなかったらうというふうに考えます。長期にわたるデフレ経済下で、低価格であることが食品の販売競争の最大のアピールポイントになって、なかなか食品価格を上げるということが難しいというのが、生産・加工・流通・小売のフードチェーン全体でそういう意識が醸成されていたと。

そのため、現在の農業・食品産業というのは、生産コストが上昇しても、販売価格に転嫁するというのはかなり難しいという状況でございます。結果として、検証部会でやりました、特に農業については損益分岐点比率が極めて高い、利益率の低い産業構造となっている。このため、小売だけではなくて、流通、加工、生産までのコスト増の負担を転嫁し

切れていないという実態を廃して、フードチェーン全体で適正な価格形成を行えるというフードシステムを作っていく必要があると考えています。

そのために重要なことですが、まず農業者・農業団体は、コスト構造の把握など、適切なコスト管理を行う。それは価格交渉による大前提でございますので、そういうことを行う必要があると。あと、消費者には、食品に掛かるコストというのを正しく認識してもらおうということが必要だというふうに考えています。

次、お願いします。(5)食品産業における国際的な持続可能性の議論でございます。

食品産業につきましても、持続可能な取組というのが求められるようになってきております。そういう意味では、食品産業につきましても、温室効果ガスの排出削減、あと人権問題ですね、プランテーションにおける児童労働・奴隷的労働の廃止というようなものを求める声が高まりつつあるという状況でございます。

そういう意味で、黒い矢印の下でございますけれども、持続可能な食料システムの構築ということで、食品産業においても環境や人権に配慮した持続可能な産業に移行することが求められる。

また、こういった課題の解決として新しい流通、いわゆるフードテック市場というのが生まれつつありますので、我が国としてもこういった新技術の導入というのをしっかり行っていく必要があるというふうに考えております。

次にお願いします。(6)不測における食料安全保障ということでございます。

今回、基本法の見直しの論点というのは、平時の食料安全保障の確保ということがございますけれども、ただ、不測時の食料安全保障のリスクというのが、必ずしもなくなったわけではないということでございます。やはり不測の事態というのにどういふふうに対応していくかというのは、しっかり考えないといけないというふうに考えています。

黒い矢印の下ですけれども、不測の事態が発生したときというものは、農林水産物、食品の生産・流通の統制ということが必要になってくるという事態も想定できますけれども、現行基本法では不測の事態というのが、いつ発生したかというのを宣言する仕組みが明確でない。また、不測の事態が発生した場合に、どういふ手続を経てそういった統制措置を講じるのかというようなことが明確になっていないという課題がございます。

最後に、(7)国際協力の推進でございます。国際協力につきましても、食料関係ではやっぱり世界の食料安全保障というものの課題が高まっております。そういったものに対応するというので、矢印の下ですけれども、世界的な食料安全保障に貢献するという国際

協力を行っていくと。ただ、我が国は食料や肥料の農業資材を多く海外に依存しておりますので、こういった世界の食料安全保障の強化というのが我が国の食料安全保障の強化にもつながりますので、こういった特に資材生産国との間での良好な外交・経済関係を構築する必要があるというふうに考えます。

以上を踏まえた上で、食料施策の基本的施策に対する見直しの方向と。これは今のものについて追加若しくは場合によっては変更するという観点から、施策を書かせていただいております。

まず、(1)食品アクセスでございます。食品アクセスの関係省庁等と連携し、円滑な食品アクセスを確保するため、産地から消費地までの幹線物流の効率化や、消費地における地域内物流の強化など、食品流通上の課題への対応を強化していくと。また、地域ごとに様々な食品アクセスに関する課題や実態を把握するとともに、食に関する関係者が連携する体制の構築というのを支援していくと。それで、国民の健康な食生活を確保する立場から、食品関係の事業者やフードバンク等の役割を明確にするるとともに、フードバンクやこども食堂などの活動支援を強化していくというようなことを追加変更してはどうかというふうに考えています。

次に、(2)適正な価格形成のための施策でございます。食料安全保障のためには、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要であり、その実現に向けて、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至るフードシステム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討していくと。

また、適正価格について、消費者、事業者も含めた関係者の理解醸成に向けた施策というのにも必要だと考えています。

次に、(3)食品産業の持続的な発展でございます。食品産業の原材料調達先の多角化や国産原材料の利用促進、生産性の向上、輸出拡大、海外進出、事業承継の円滑化を推進し、その体質強化・事業継続を図ることによって、消費者に食品や豊かな食文化を提供するとともに、原料調達や製造工程において持続性に配慮した食品産業への移行を一層推進していくと。

また、持続可能な食料供給の実現に資するバイオテクノロジーやデジタル技術等が発展していることから、このような新しい技術の活用や新しいビジネスモデルを育成する必要があると。

次に、(4)食料消費に関する施策でございます。海外市場を見据えた農業・食品産業へ

の転換、安定的な輸入確保を図る観点で、食品安全等のリスク管理措置や食品表示については、国際的に共通なリスク分析等の考え方も踏まえ、引き続き必要に応じて見直し・対応の強化を図っていく。

また、安全性の確保や環境に配慮した食品の生産等にはコストを要することについて、消費者理解の醸成を図る。さらに、消費者への適切な情報提供、食育等の推進も通じて、消費者自らが消費生活に必要な知識を習得し、必要な情報を収集することによって理解を深め、持続可能な食料の供給に一層積極的に関与できることに促していくと。

次に、(5)輸出施策、これは国内農業生産の維持に不可欠な要素として位置付けたいというふうに考えています。

輸出を国内農業及び食品産業の生産の維持・強化に不可欠な要素として位置付けた上で、農業者等の裨益する効果を検証しつつ、輸出産地の形成や食品安全・環境に係る規制対応のための施設整備や技術指導、人材育成により供給力を向上させる。また、輸出品目ごとに生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る品目団体や輸出支援プラットフォーム等の海外拠点を活用し、海外の消費者・実需者ニーズを捉え、これに対応したフードシステムを構築する。海外展開には一定のリスクを伴うことも踏まえ、商流開拓やリスク低減等についての支援を講じ、生産者・製造者が輸出に容易に取り組むことの可能な環境を整備する。

また、海外の食品安全・環境の規格・基準に食品輸出事業者が対応していく必要がありますけれども、輸出の取組の裾野を広げるために、また我が国の食料生産の持続可能性を高める観点からも、我が国の規格・基準の国際標準化を推進すると。

次に、(6)輸入施策でございます。現在書かれている要素として、輸入に伴う動物の疾病や植物病害虫の侵入リスクに対応した水際検疫の充実・強化を図ると。また、農産物や生産資材等の安定輸入のための海外からの情報収集や事業者と政府間での情報共有、海外生産・物流業、我が国への輸入に係る事業への投資拡大を促進する。また、輸入先国との関係で、政府間・民間事業者間で安定的な輸入に係る枠組み作りなどを進めると。

次に、(7)備蓄政策でございます。食料安全保障の観点から、備蓄制度を有効活用していくべく、輸入に依存している品目・物資について、国内需要、国内の生産余力や民間在庫、海外での生産や保管状況、海運などの輸送、財政負担等も総合的に考慮しつつ、適切な水準を含め、効果的・効率的な備蓄運営の在り方を検討すると。

次に、(8)不測の事態における食料安全保障。不測の事態の宣言の手続きを明確化する

とともに、不測時に国民が最低限度必要とする食料を平時にどの程度確保していく必要があるか、食料の増産、食料生産のための資材の割り当て、流通統制や国民への配分が実行し得るものとなるよう、不測の事態を想定した対応を検討する。

最後、(9)世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力の推進。世界的な食料安全保障に貢献するため、途上国での食料生産を強化し、国際的な需給安定化を図ると同時に、我が国への食料等の供給を行う途上国の生産拡大、二国間関係の強化、食料等の流通ルートの確保等に資する国際協力を推進するということでございます。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御発言をいただき、委員の間での議論をできれば活発に行いたいと思っております。

今の御説明では、現行基本法における食料政策の基本的な考え方、それに基づいた食料政策における主要施策の一覧、それから3番目として、これまでの20年の情勢変化とこれからの20年の課題、そして4番目に、施策の見直しの方向ということございました。できれば、この3番目と4番目で、それぞれ7つの項目、9つの項目と挙げていただいておりますので、それにつきまして御指摘いただきながら、御意見を賜りたいと思います。

それで、前回、まず5人というふうに区切りしましたがけれども、そういうふうに区切るとやや偏りが出るかなと感じましたので、とりあえず制限はしないでお話を伺った上で、どこかのタイミングで少し私の方から論点を幾つかに分けて御議論いただくことにするかもしれません。流れによって変わるかもしれませんが、とりあえず皆様のお気付きの点を、御自由に発言をしていただきたいと思います。順序はこれまでどおり御指定しませんので、お手を挙げていただいた順番に御発言いただこうと思います。

それでは、堀切委員がお手を挙げていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○堀切委員 今日はZoomの方で参加させていただいております。

まずもって、幅広い論点をまとめていただいた事務局の皆さんに感謝したいと思います。

そういったことで、世界の食料需給の構造的な変化により輸入が不安定化する中で、食料の安定供給を確保するための施策を講じることについて、食料の安定供給の確保を政策の第一の理念に位置付けるということは、今後とも継承するべきと考えます。

そういったことを前提として幾つか申し上げたいんですが、7ページに国内生産の増大を図るというのがありますけれども、20年前と環境が激変して、調達が困難になるリス

クが常在していること、輸入が不安定化する中で輸入の安定化のための施策を強化することと国産に目を向けるということは、必要となっていると考えております。一方で、国内の消費者の豊かで多様化した食生活を満たすには、必ずしも国産のみで賄うことはできませんので、海外からの輸入によってそのギャップを埋めなければならないという事実を直視し、あまり内向きの需給志向にならないようにする必要もあるのではないかとこのことを考えます。

それから、農産物の価格形成について、11ページあるいは16ページで言及されておりますけれども、国産農産物の生産拡大については、需要者が求めるものの生産拡大で実現すべきであると考えます。生産者が需要者が何を望んでいるかを捉えて、生産活動にそれを反映させるということが続けていただくことが必要だと考えます。国産の農産物については、食品産業の立場からは、やはり加工適性であるとか機能性、そういったものも考えに入れながら、その安定供給を期待しているものであります。また、その価格形成については、市場機能を阻害しない、市場で受け入れられる水準で価格が形成されるということであれば、持続可能ではないというふうに考えております。

食品のここでの値上げラッシュが言われておりますけれども、一方で、我々食品産業も思うようにコストが上がった分を価格に転嫁できずに苦慮しているところは、多くあるわけでありまして。我々も価格改定する際には、価格を上げるということだけじゃなくて、その価格以上の価値をどう消費者、生活者に提供していくかということを中心に遣いしながら行っているところであります。売り手と買い手が納得する価格で取引が行われること、それがデフレであれインフレであれ、やはり需要者側が求める価格以上の価値を生み出すという視点が重要と考えています。

それから、3番目に、フードシステムの持続可能性という点で、今ここに記載されているとおりでありまして、持続可能性に配慮した取組が求められる領域が広がり、環境に加えて、人権など新たな課題が次々と出てきています。企業としては投資家目線での評価に答えていくことも重要になってきているわけですが、各企業で取組を進めていく上で、新しい課題について手探りで進めなければいけない部分や、サプライチェーンの関係者、消費者の理解が必要なことから、企業が取組を進める上での環境整備について、国としても配慮していただきたいと考えております。

また、持続可能性の観点からは、9ページで食品製造業の事業承継の円滑化や体質強化に言及がされております。食品製造業はほとんどの企業が中小零細企業であるということ

から、これらは重要な視点と考えておりまして、実効性のある施策を期待しております。

最後になりますけれども、10ページで食品安全や食品表示の規格・基準の国際ルールとの整合性の確保について記述されております。食品の安全や食品表示の規格・基準の国際ルールとの整合性の確保については、輸出の障害という面だけではなく、国内の消費者あるいは食品企業にとって合理的な制度はどうあるべきかという観点から、丁寧な議論をお願いしたいと思っております。以上であります。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

4点ほど御指摘いただいたかなと思っております。食料の安定供給に関して、それから価格形成に関して、そして食品産業の持続可能な発展に関して、最後に表示等の政策に関してでございます。概ね事務局から御提案いただいたことに関しては御賛意をいただいたと思いますが、安定供給に関しては内向きの需給志向にならないようにというコメント、それから価格形成に関しては、やはり需要者が求めているものを生産振興に結び付くようにという御指摘もいただいたように思います。

それでは、真砂委員が手を挙げていらっしゃいますので。その後、香坂委員、お願いします。

○真砂委員 ありがとうございます。

私は、先ほど事務局から説明のあった4番の見直しの方向というのは、概ね妥当だというふうに思います。その上で2点ほど申し上げたいと思います。

第1点目は、輸入リスクの問題ですけれども、世界経済が残念ながらブロック化していく中で、相手先が友好国なのか、あるいは非友好国なのかというのを区別して考えていく必要があるのではないかとこのように思います。例えば、安保推進法上、重要物資に指定されている肥料と、輸入国がアメリカとかカナダとかオーストラリアなどの西側である小麦、この2つを比べてみた場合に、輸入リスクの程度というのは大変大きな差があると思います。この点をしっかり留意した上で、備蓄政策等の政策を考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

もう1点目は、サステナビリティであります。今回の改正の1つの柱だと思っておりますけれども、その背景にある農業の持つ外部不経済、これといわゆる多面的機能と言われている外部経済、この不経済と経済をバランスよく認識して、バランスよく基本法に位置付けていく必要があるというふうに思います。

以上、2点であります。どうぞよろしく申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。まず、見直しの方向性に関しては妥当であるという御意見を頂戴いたしました。その上で、輸入リスクと持続可能性、サステナビリティに関しての幾つかの論点をいただいたと思いますが、輸入リスクについては、輸入元の国が内在するリスクについての適切な配慮と、それに基づく備蓄政策などにも与える影響、制度設計を考えた方がよろしいのではないかという御議論、それから持続可能性に関しては、外部経済・不経済という視点から議論を整理していく必要性を御指摘いただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、香坂委員、それからその後、合瀬委員、お願いします。その後、中家委員。一応ここまで御指名します。

○香坂委員 ありがとうございます。8ページ目の2番と12ページ目の5番を中心に発言させていただきます。

まず、堀切委員、真砂委員がおっしゃったように、企業のコンプライアンス意識の高まり、国際的人権、デューディリジェンスの意識も高まっているということは、この20年の大きな変化だろうということで、基本法検証部会での取りまとめに向けても、こうした動きはしっかり捉えていく必要があるという、今の方向性とあと第7回の資料等も踏まえながら、こういう方向でということに賛成いたします。

(2)の国内市場の縮小と輸出の役割でございますけれども、国内生産に確かに置き換わるほどのボリュームがあるわけではないんですが、国内の人口ですとか胃袋が減っていく、そして国内の農業や農地を維持していくために、1つの選択肢として、あるいはそこに有機などのレバレッジを効かしていくためにも、選択肢として輸出というものは確保していくことが大事ではないかというのが、2回目の資料ですとか、これまでの議論でもあったところかと思っておりますので、こういう方向性で是非お願いしたいと思っております。

次に、(5)の環境面についてですが、ISOやTNFDといった動きがございます。例えばISO/TC331の生物多様性の中では、ドイツが食品企業、食品セクターにおける生物多様性パフォーマンス向上のためのガイダンスを提言をしておりますし、9月にはTNFDがサプライチェーンの範囲などを決めながら、そういったものに対する規格化ですとかガイドライン的なものが出てきますので、食品産業、食料産業もこれに対応していく必要があるんじゃないかということが今後大事になってまいりますし、その際に、研究サイド、科学サイドとデータに基づいた議論となっていくことが大事であるという点、7回目の検証部会でも議論しましたけれども、この点、研究者サイドとの連携も大事かなと思っております。

先ほど少しフードテックの話が言及されておりました、これも過去の20年というより、もしかしたらこれからの20年の大きな変化の部分かもしれません。個人的なことを申し上げますと、最近論文を投稿いたしました、私、培養肉と書きました。セルベーストミートと書いたんですが、それに対して査読者は、セルベーストフードは、FAOの22年のレポートではそうだったので、全部変えるようにというちょっとコメントが来たりしました。あるいは、シンガポールでかなり動きが早いんですけども、これは国内に恐らく畜産業が国内に無いことも影響しているのではないかとといったようなことを、名古屋大学の立川雅司先生などがコメントをされております。米国でもFDA、USDAの役割分担など、かなり早いペースでルールメイキングが進んでいるという印象もあり、今回の反映がよいのか、今後20年の動きになるのか分からないんですが、今、まさに起きていることとして、少し横目に見ていく必要はあるのかとは思っています。

最後に、食品産業政策や輸出政策を推進する上で、知財保護、トレーサビリティ、ブランド保護を進めていく上で、DXの活用は極めて重要ということは、第6回の検証部会でも議論されたところかと思えます。

以上、概ね賛同いたしますが、幾つか気付いた点を申し上げました。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。すみません、一番初めの部分を、私、うまくキャッチできなかったんですけども、1点目の論点、もう一度言っていただけますか。私だけがフォローしていないのかもしれないかもしれません。

○香坂委員 すみません。輸出の役割のところでもよろしかったでしょうか。国内生産に置き換えるほどのボリュームがあるわけではないんですけども、国内の人口や胃袋が減っていく中で、国内農業や農地を維持していくために、輸出というものを一つの選択肢として確保していくべきではないかということです。

○中嶋部会長 その前に、企業コンプライアンスも含めて何かコメントあれば。

○香坂委員 すみません。ここ20年で、企業コンプライアンスの高まりや国際的な人権、デューディリジェンスの意識が高まってきたということが大きな変化で、基本法検証部会のとりにまとめるに向けても、こうした動きをしっかりと捉えていくことが必要だろうと、こちらは第7回の検証部会でも議論したところなんですということです。

○中嶋部会長 分かりました。

○香坂委員 すみません。他の委員がおっしゃっているところと似ているかと思えます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。持続可能性に関しての御議論を整理していただいたことと、それから、今もう一度繰り返していただくことになってしまいましたが、輸出の役割、その評価、それから輸入政策の在り方ですね。それから、あとフードテックにも今後、注意深く対応していかなければいけないというお考えと、最後、知財保護に関してです。フードテックに関しても、事務局の方から御指摘ありましたが、もう少し踏み込んだ議論をした方がいいのではないかというような印象は今持ちました。ありがとうございました。

それでは、合瀬委員、お願いいたします。

○合瀬委員 ありがとうございます。

いただいた資料を見て、概ねこのような方向でいいと思いました。

それで、4番の特に「今後の食料分野の施策見直しの方向」についてコメントを差し上げたいんですが、まず全体の書きぶりの強弱なんですが、最初に総括審議官がおっしゃったように、現行の基本法では、以前の農業基本法と違って、国民全体の視点からの施策となっているにも関わらず、消費者の役割を、与えられたものとして頑張るみたいなふうにしただけ書いてありません。価格の形成なんかも含めて、消費者の選択の重さというのは極めて重くなっています。そういうことから考えると、消費者が主体的に食料の安定供給に関わるというぐらいの強い責務と表現した方がいいなというのが、全体の私の印象であります。

その意味で、特に16ページの(2)の下の方で、「適正価格について、消費者や事業者も含めた関係者の理解醸成に向けた施策も必要」というふうに、「施策」というふうになっているんですが、これは本当に消費者の12条のところにきちんとかなり強めに、消費者の主体的に関わることというふうな感じで書いた方がいいなという感じがしました。

また、19ページの食料消費施策というふうには書いてあるところですが、2つのパラグラフで構成されています。後半の方の「安全性の確保や環境に配慮した食品の生産等にはコストを要することについて、消費者理解の醸成を図る」、ここは理解できるんですが、前半の部分は、「海外市場を見据えた農業・食品産業への転換、安定的な輸入確保を図る観点で」というところ、これは輸出政策ではないかという気がします。こういう視点で表示の見直しを図るとするのは、海外の人たちのメリットの話であって、国内の我々の消費者の話ではありません。ここは、輸出の振興と消費者の保護というのがごちゃごちゃになっている書きぶりになっているので、ここはちょっと見直して整理した方がいいなという

ふうに思います。

それから、もう一つ、一番最後の28ページ、世界の食料安全保障強化の観点からの国際協力、ここは実はすごく大切で、この法律が作られた99年当時は食料が世界的に過剰だった時代です。ところがその後の2007年の食料価格高騰では、世界で食料が不足しないように、TICADとかでアフリカにおける食料生産の日本の役割みたいなことが大変強く言われたと思います。世界の食料安全保障は、大量に食料を輸入する日本の責任でもあるということだと思います。

そういうことを考えると、国際協力は海外の人たちの健康な食生活確保ということではなくて、日本国内の食料確保の観点からということ強く意識して書くべきだなという感じがしました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

消費者の役割、位置付け、それがもう少し強化する形で見直していく必要があるのではないかなというのが1点目、それから2点目が、食料消費施策の中の前段の部分が、消費施策というよりは輸出、輸入関連の問題ではないか。そちらの施策に整理されるものではないかということ。それから、3番目が一番最後のページの世界の食料安全保障への貢献というのは、非常に重要な事項であるけれども、これは国内問題としても受け止めていく必要があるのではないかという御指摘だったと思います。

それでは、中家委員、お願いいたします。

○中家委員 全中の中家でございます。

食料施策の見直しの方向の中に、いわゆる輸入物をいかに国産に切り替えるかということが入ってないなと思っておったんですけども、冒頭このことは次回にということだったので、これはこれでいいとしまして、少し細かいところで申し訳ないですけども、11ページのデフレ経済下における価格形成機能の一番下のところに、「価格形成のためには、農業者・農業団体等はコスト構造の把握など適切なコスト管理の下で価格交渉を行うような経営管理が必要である」、こういうような文面がありますが、何か見ると価格転嫁がうまくできていないのは、コスト管理ができてないからという、そういうような読まれ方をされ、誤解を招かないかなという感じがしましたので、一言申し上げておきたいと思います。

それから、16ページ、適正な価格形成のための施策ですけども、よく我々は適正な価格、適正な価格ということで表現しますけれども、この適正な価格というのは何だとい

う部分です。「需要に応じて生産された農産物の適正な価格形成が必要」という文言がありますけれども、一般の消費者の皆さんがこれを見たときにどうなのかなと。従いまして、例えば我々としては「再生産に配慮された適正な価格」というような形にした方がより明確になるのではないかと、そういう感じがしたところであります。

それから、今までいろいろな議論の中で、改めて見直しを進めるに当たって、農業者だけではなくて消費者、あるいは事業者などの幅広い方々、いわゆる国民理解醸成、このことが必要不可欠ではないかと思っているわけでございます。

みどりの食料システム法の基本理念の中に、「農林漁業者、食品産業の事業者、消費者、その他の関係者の理解の下に、これらのものが連携することにより、その確立を図らなければならない」、というような形で明記されていますが、改めてこういういろいろな幅広い方々がお互いに連携する、あるいはお互いに理解し合うという部分が非常に重要ではないかと思っておりますので、どこかに記載していただいたらいいのではないかと思っております。

不測の事態のところ、食料安全保障の中にいろいろな宣言の手續とか、あるいは食料の増産、あるいは食料生産のための資材の割り当てとか、あるいは流通統制や国民への配分、というふうな今まで私も耳にしたことがないような文言がいろいろ出てきていますが、これらにつきましては、今後、何か法律を作るときにいわゆる政府が強制力をもって統制なり管理していくというこういうイメージがあるわけなんですけれども、ここらのことも少し詳細な説明をしていただけたらなと思っております。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

価格形成の在り方に関して適切なコスト管理価格の交渉のやり方とか、別のページでやはり同じく適正な価格形成といったあたりで特に消費者を意識した議論をきちんとすべきではないかという御指摘のように思いましたけれども、そのときに再生産に配慮したという文言は非常に重要ではないかという御意見がございました。

消費者のことにも言及していただきましたが、いわゆるステークホルダーを幅広く取って、この食料施策の議論に加わっていただきたいということを改めて御意見をいただいたと思います。

それから、最後の不測の事態に対する国の関与の在り方、それについて今より一步踏み込んでいるところもありますので、丁寧な御議論をという御意見だったと思います。

それでは、磯崎委員がお手を挙げていて、それから寺川委員、柚木委員。すみません、

ここで一旦切ります。

磯崎委員、お願いします。

○磯崎委員 磯崎でございます。私、今回いただいたこの方向性、これについて概ね賛成です。

特に、私として、これはいいなと思ったのは、まず11ページのところなんですけれども、多くの農家の人たちや生産者が、非常に価格交渉が非常に弱いという中で、サステナブルな農産品の政策をするためには11ページの最後のところに書いてある農業者・農業者団体が、コスト構造の把握など適切なコスト管理の下での交渉、さらには消費者に食品に掛かるコストの認識、いわゆる学習というか、こういうことが必要だということをきちんと明記してやることは、私、賛成です。

それから、次に13ページのところで、これは輸入に関する問題なんですけれども、単に輸入しても安かろう、悪かろうということがあることからすると、適切ないわゆる農業指導というものを行って、安全・安心なものを作る。これをきちんと明記すること。ここについても、これも私、いいと思います。

それから、21ページのところなんですけれども、輸出の政策もあるんですけれども、これは以前にも申し上げたとおり、やはり相手のニーズ、この間、マーケティングという話をしましたけれども、前回、このところのものはすごく必要で、単に作ればいいというものではなくて、消費者調査をきちんとした上で、私はやるべきだということから、これは適切な表現だと思っています。

最後に、私自身、これはどこかで書かれていたかどうか、書かれていたら大変申し訳ないですけれども、やはり農産品のアンマッチというのはやはり利益を生んでないのではないかと。やはり商品ミックスというか、そういうものがあって、やはり需給バランス、この商品は非常に利益率が高い、この商品は大量に売れるけれども利益が低い。そういうものをきちんとしたマッチングというか、商品ミックスをきちんともう一度私は考え直すときにあるのではないかとと思っています。これはどこかに書かれていたら申し訳ないです。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

事務局から御提案いただいていることについて強い賛意を示していただきました。特に、11ページの価格交渉の在り方については御支持をいただいたと思います。あと輸入と輸出の方策に関しても、とても重要であるという御指摘をいただいたと思います。

最後の部分、ちょっともう少しだけ確認させていただきたいんですが、現在の国内の生産の在り方というのが消費とのミスマッチがあるという御指摘ですか。

○磯崎委員 はい、そのとおりです。

○中嶋部会長 そういった方向に国内生産や食品産業の在り方も含めてだと思えますけれども、もう少し構造変化した方がよろしいということですか。

○磯崎委員 私、実は農家です。農家というのは人が儲かるとみんなそこに作るんです。そうすると今度は供給量がものすごく増えます。一気に価格が下落します。これは当たり前の話で、需給バランスが崩れるわけですから。

従いまして、きちんとした、いわゆる需要はそんなに多くない、そんなに多くないけれども利益は高い、あるいはこれはものすごく物量ほうんと出るけれども大した利益が出ない、こういうふうにきちんと我々の会社でもやっているんですけども、一つ一つの商品は全部利益率は同じではないです。全部違うんです。そして、どこに力を入れるか、全体の利益の構造を作っていくわけです。こういうことも私は生産者がそれを考えられなかったら、そういう指導もやはりしていかなければいけないというふうに思っております。

○中嶋部会長 基本計画を立てるときには、生産努力目標を、これは需要見通しの背景に基づいたものを作っていきますが、それに食料の安定供給、食料安全保障を踏まえて必要なものを生産する方針が示されるわけですが、そこら辺にももう少し利益率などを含めてのガイドラインみたいなものが必要だという御意見でしょうか。

○磯崎委員 はい。ですから、冒頭に申し上げた価格のメカニズムのところと同じで、やはりそれをきちんとお示ししてやると納得をもって皆さんやると。

○中嶋部会長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、寺川委員、お願いいたします。

○寺川委員 1つは、7ページのところに「生産サイドで実需者や消費者ニーズに応じた生産を推進するとともに、食品産業における国産原料への切替えを促進する」ということがあるので、この全体感からいって、これでいいと思います。

ただ、国産というのも品質の安定等々がいますし、国産原料からの切替えということになると次のテーマになるかも分かりませんが、やはり農業従事者をしっかり育てるというか増やすという理念がないと、安定的なところにならないと思いますので、ここはどこかで明記するべきだろうなというふうに思います。

それから、全体感として異論はありませんが、消費者の役割、これが非常に重要だなと

いうふうに思います。

先ほど、中家委員から「再生産に必要な適正な価格」ということがありましたけれども、結局、安全で品質が良くてというようなものは、安くは絶対買えないわけで、やはりその意識というかコストが掛かっているということをはっきり認識していただくような政策というか考え方、昔で言えば電力の総括原価方式みたいな、そういうようなモデル、標準的なモデルはこういうのですよという、こういう形で消費者の人の意識を高めるというようなことが必要ではないかなというふうに思います。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

1つ目の議論は、農業若しくは生産の部分と連携しながら議論しなければ深まらない、という御指摘ではないかと思えますけれども、それは次回の農業政策の部分でもきちんと引き取って議論していくべきだと思いました。

それから、2番目はやはり消費者の役割が非常に重要だという御指摘をいただきました。それぞれ安全なもの、高品質なもの、多分さらに環境に配慮したものというものも含めてだと思えますが、そういったものはもちろんただではできない、コストが掛かるということ。これは消費者のリテラシーを高めていくということもあるかもしれませんが、それに対して消費者の方々が声を上げていかなければいけない、そんな仕組みも必要かなと伺っていて思ったところです。

ちょっと、すみません、余計なことを申し上げましたけれども、よろしいですか。

それでは、柚木委員。

○柚木委員 私の方からは、まず1つ、食料の安全保障の観点で食料政策全体をこれから見直していくといいますか、その方向付けを今回示されたことについては非常によかったことだと思っております。またこの内容でこれからも進めていく必要があるというふうに考えております。

その中で、不測の事態の食料安全保障ということの中で、この資料の中にもありますように、一体不測の事態はどういう状態になったときを位置付けるのかということ、その判断基準みたいなものもしっかりとこれから示していく必要があると思えますし、それに伴う食料の増産とか流通とか配分の在り方ということについては、これは多分、個別具体の新たな制度が必要になってくると思えますけれども、そのあたりのことがこれからの検討の課題になってくるのではないかと考えております。

それから、食料政策全体として、国内生産とそれから輸入、そしてまた備蓄、このバラ

ンスをどういうふうにとっていくのかということの方向を示していく必要があるのではないかと考えております。

食品アクセスと適正な価格形成のところについては、食品のアクセスの問題はこれまでもヒアリング等の中でもあったんですけど、できるだけ国民が身近な場所で安全・安心な食料を安定的に入手できるような仕組みと申しますか、地産地消という言葉がこれまでもずっと使われてきているわけでありましてけれども、そういうエリアを設定しながら食料の安定供給の方向を示していくということも重要ではないかというふうに思います。

それから、適正な価格形成のところは前回も申し上げましたように、また中家委員からもありましたように、やはり農業の再生産の確保というところが基本だというふうに思っております。ただ同時に、先ほどもお話がありましたように、農業経営サイドとしても生産原価、どれぐらいコストが掛かっているんだということについては、やはり自ら見える化を図っていくという取組は、これは簿記の記帳をはじめとして、計数管理、経営管理というところはしっかりとやっていくことが消費者に対する信頼にも結び付くのではないかと申したところがございます。

最後になりますけれども、備蓄のところでは書かれている中身で、これも前回もちょっと意見を申し上げたんですけども、備蓄運営の1つとしての生産余力という言葉が使われていますけれども、農地の問題も要素となるという話があったんですけども、農地や農業労働力の確保など、今の食料自給力の算定等とも関連する部分があるのではないかと申しますけれども、こういったところの考え方について、さらに言えば種子の確保の問題なんかをどういうふうに考えていくのかということも含めて、さらなる検討が必要ではないかなというふうに感じたところであります。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。不測の事態というその状況の想定、判断基準などをもう少し深く議論していきたいという御指摘がまず1つ目。それから、食料の安定供給に関連して国内生産、輸入、備蓄のバランスをどう取るべきかということをもう少しきちんと議論した方がいいのではないかと申した御指摘だったように思います。

それから、食品アクセスの問題と適正な価格形成に対しても御提案に対して賛成していただいたと思っております。

その際に、適正な価格形成については、農業者自らきちんとした計数管理をしてコストを把握していく必要があるのではないかと申したことで、これは農業政策の方につながるような御議論ではないかと思われました。

あと最後に、備蓄について、食料供給力とか生産力に関連したことだと思えますけれども、そのあたりへの言及もいただいたとっております。これも農業部門につながる議論だと思えました。

それでは、齋藤委員、手を挙げていらっしゃいました。その後、三輪委員、私の記憶では大橋委員が次にお手を挙げていたように思います。その順番でお願いいたします。

○齋藤委員 私の方からは2点、生産者というよりは消費者ということで、7ページの買い物困難者、この字はなかなか関係ないなと思っていたんですけども、地方それも農村部に住んでいる者として、スーパーとか本当にどんどん撤退しております。当然、供給する供給網の問題とか、当然経済的にいろいろなことがあるんだと思えますけれども、これが私が住んでいる山形だけではなく全国の地方農村部、そちらの方の今まで自由に買い物できていたスーパー等々がどんどん撤退し、今はドラッグストアの新店舗の開店があちらこちら見えるようなそんな状況でございます。

いずれにしても、以前と違いまして地方も都市部の方に行かないとなかなか買い物もできないというような環境になっていて、これから本当に10年、20年経って、我が市は年間で2,000人も人口が減ったということで大騒ぎしている矢先ですので、どんどん人口が減る中で、そういう食品の供給網が細くなっていくんだろうと大変心配しております。

当然、来年から始まります輸送の労働問題のために、やはりいろいろなコストが上がっていくと思えますし、そのあたり、基本法の中で謳うということよりはもっと別な角度で地方自治の方の支援があって、そういう生活環境の維持ということにしなければならないと思えます。

あともう1つです。畜産の飼料の方は、ほぼ海外から入れている状況なんですけれども、こちらの方もいざというときの備蓄できるほどの金銭的な余裕はないと思えますけれども、今現実にはパナマックス級とかスーパーパナマックス級の大きい船は確か中国かどこかで乗せ替えて日本に導入されているんだろうと思えます。ということは、日本の港湾施設、グレーンがよくなってもその穀物7万トンを一気に下ろすような設備がないものですから、小分けしながらの国内への入場になっていると思えますけれども、例えばパナマックス級のやつがトウモロコシを7万トンどんと下ろせるような港湾整備をすれば7万トンの在庫ができるわけなので、それをくるくる回しながら日本のいろいろな港湾設備を利用しながら備蓄と言わなくても、適正な価格、数量が滞留しながら飼料の安定供給につながるのではないかなと思まして、長期の問題ですけれども、港湾も含めて、それからグレーンの

サイロも含め、整備の方をお願いできればなと思いました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

食品アクセス問題、農村部でもかなり深刻になっているという御指摘がありました。オールジャパンというかナショナルベースでも広く議論しなければいけないということだと思います。

それから、飼料は輸入にかなり依存しているわけですが、それに対するロジスティクスの問題、その基盤も整備するため、戦略的な対応も考えてみる必要があるのではないかと御指摘だったと思います。

○中嶋部会長 それでは、三輪委員、お願いします。

○三輪委員 三輪でございます。よろしくお願いいたします。

御説明、ありがとうございます。これまでの各委員の御意見を踏まえて適切にまとめていただいております。書いてある方向性について私の方も賛同させていただければと思います。

その上で、2点、申し上げたいと思います。

1つ目は、先ほど中家委員、柚木委員からも御指摘がありましたが、価格形成の部分、こちらについて再生産可能なこと、私もそのようなことが重要な大原則かと思いますが、その再生産のラインを見ていくときにはやはり生産者の方々の所得水準を踏まえた上で、きちんと再生産可能というのが大事かなというふうに思っております。世の中全体、今、賃金を上げていくということで、今後も平均的な賃金というのは上がっていくと思いますが、そちらと農業者の平均的な所得が乖離するという形はやはり非常に不自然だと思いますし、物価高のしわ寄せが生産者に来たという形は避けるべきかなというふうに思いますので、資材などコスト面に加えて、生産者所得が、通常人件費だと思いますが、そちらの水準というのでも適切な範囲になっているかということで、日本全体の各産業がしっかりと上がっていくというふうな方向性というのは必要かと思っています。

一方で、価格自体は基本的には価格形成を市場に委ねていくという大原則があるかと思っていますので、その中で、今、お話し申し上げたような水準というのをどう確保するかという、情報の出し方とか見せ方といったことを是非農水省としても様々に御検討いただければと思っております。

あとはその中でいくと、極端な安売り、卵1円とか、そういうようなものが目玉商品として出されたりしていますが、こういうようなものというのは消費者の中での価格形成や

支払意思額を決める上で少し歪んでいる部分があるのではないかと気にしております。卵、豆腐、もやし、一部業界団体の方々からは御要望も出ていますが、そういうような形で、あれはこれぐらいの価格なんだという誤解が生じるようなものというのはやはり少し市場を歪めているなというふうに思うところでございます。

あとは価値が適切に伝わっているかというところで、様々な規格や表示、若しくは国としては様々な認証というところも今後基本法の検証と併せてブラッシュアップが必要かなと思っております。

例えば、ワインについて、日本ワインという制度ができて、国内醸造のものとまた別に分かれるような形になって、ブドウ自体が国産でそれを国内で醸造したワインというものが別カテゴリーになったことによって、非常に世界的に注目されて価格も上がり売上げもよく、輸出の柱にもなっているというところですので、そういう価値をちゃんと届けるための公的な規格、若しくは業界としての規格は大事かなと思っております。

あとはその中で、農業デジタルトランスフォーメーション構想、あの中では価値を届けるということが重要な役割として書いてありますが、その観点でいくとやはり価値伝達の中でのデジタル技術の活用というのはまだまだこれから本腰を入れるべき部分かなというふうに思っています。

もう一点だけ、食料安全保障の不測の事態というのは、やはり今回の見直しの中では不測の事態が起きるだろうというぐらいのつもりで検討しておかないと、いざ起きたときに対応ができなくなるというふうに思っています。

極端な話、日本からの輸出を止めるといった事態等も想定しなければいけないことになりますので、個別の法律ではなくてやはり基本法のところで、基本的なスタンスというのは明記すべきかなというふうに感じております。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

まず、価格形成に関してはかなり丁寧に御説明いただいたところですが、特に懸念されるのが、再生産可能な価格というものを目指すべきですが、それは市場メカニズムの中でどううまく取り込んでいくかということ。ただ、一方で現在の市場機能がやや不全を起こしている部分がないわけではないので、そこら辺は丁寧に確認をしていく必要があるという御指摘だったと思います。

それから、その際に、価値の伝達ということが非常に重要ですが、御指摘していただいた認証制度や表示制度というのは輸出の観点からかなり注目を浴びますが、実は国

内の価格形成においても非常に重要な役割を果たすのではないかと、これを改めて御指摘していただいたと思いました。

それから、今までなかった議論としては、デジタル技術をいかに利用していくことの重要性の御指摘、それから最後に食料安全保障の不測の事態に対しての御議論があって、特に輸入できなくなる、輸出国が輸出を止める問題でしょうか。

○三輪委員 日本側から輸出を止めるということも含めて選択肢になると思いますので、その全体の判断というのが必要かなというふうに思っています。

○中嶋部会長 なるほど。国内向けにやはり利用して、輸出をしなくなるような、そういう判断をする事態もあるのではないかと、ということですね。

○三輪委員 御指摘のとおりです。

○中嶋部会長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、大橋委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○大橋委員 3点、申し上げます。

各委員のおっしゃった点と重なるところもありますけれども、まずは食品アクセスのところですが、14ページ、幹線も重要だと思いますが、実はラストワンマイルをどうするのかということも相当重要だと思っています。

これは恐らく食に関する関係者だけで物流が閉じない世界だと認識しています。他分野の物資と混載していくとか、ちょっといろいろ多分考えていかなければいけない部分があると思います。関係省庁と、と書いてありますけどなかなか念仏だけだと進まない世界でもあると思いますので、これをどう進めるのかというのは戦略的に考えるべきだと思っています。

2つ目は、適正な価格付け、これはたくさん様々委員の方から御意見をいただいて、私もそのとおりだと思うんですが、他方でコストを見せ合うと叩かれる世界でもあると思っています。

本質的にはやはり市場が拡大しなくなっている分野においては、交渉力のゼロサムの世界で価格付けが付いている部分もあるのかなという感じがします。

これは行政がどの程度この世界に入れるのかというのは、ちょっと難しい部分もあるのかなと思います。理念とかできる限りのことは行政でもできると思いますが、最終的には民・民の交渉力の中で決まる部分もあると思います。

中小の事業者の規模をどう考えていくのか、あるいはそれらを束ねてどうやって交渉力

を發揮していくのかというところの考え方もすごく重要だと思ひまして、そういうところをしっかりとサポートしていくような政策を考えられるべきではないかと思ひます。

最後、冒頭に戻って、4 ページ目の市場メカニズムの話なんですが、これは磯崎委員からもあったと思ひますが、完全に価格を市場に委ね、価格シグナルでやっていくという肝心のところの理念はすごく重要だと思ひます。ただ、他方で必ずしもフローでやっている部分だけではなくて、相対契約で長期的な取引関係の中で生産をするということは価格の安定化とか経営の見通しを立てる上でもすごく重要な考え方だと思ひますし、価格が振れる世界では先物をしっかりと使っていくというふうなことも実はすごく重要なんだと思ひます。

そうした意味で、必ずしもフローの価格のフラクチュエーションがシグナルで、それでやっていくというふうな感じの捉え方ではないということだけちょっと補完したかったのと、そういうふうな考え方でやはり海外で食料生産を強化するという考え方は私は賛成です。是非そういう方向にやっていただければなと思ひます。

最後、小さいことですが、不測の事態は、これはいろいろな分野で議論されているという認識で、例えば最近、ガスについても不測の事態についての法改正が行われているという認識、これはドイツの法律を真似て作ったという認識でいますけれども、これは相当強権的なところもあると思ひます。彼らは認定事業者に対してやるということなので、農業の世界でそれをどうやっていくのかというのは、実は私はあまりイメージが湧かなくて、そういうふうな事業者認定して、それに対して規律をかけていくのかとか、ちょっとここはしっかりと議論しないと、みんな混乱するんじゃないかというふうな感じがいたしました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

まず、食品アクセス問題に関して、ラストワンマイルが非常に重要で、食料の流通だけではとどまらない混載も含めて、他の事業者との関係性の中で構築すべきではないかという非常に重要な御指摘をいただいたと思ひます。

それから、価格付けに関しては、今まで皆さんからいろいろな御議論をいただいたことを受け止めた上で、実際にそれを理念どおりにしようとするならば非常にリアルに難しい問題がある。交渉力の問題も含めてです。具体的な方策についてもう一步検討しておく必要があるのではないかという御指摘だと思ひました。

それから、それに関連して市場メカニズム、市場の在り方のことについての御指摘があ

ったわけですが、私たちどうしても卸売市場で取引をすることをまず念頭に置いてしまうんですけれども、もちろん契約取引もございますし、中には先物取引も使うこともあり、取引を実行する場は多様にあるということも踏まえた上で、価格形成の議論、市場機能の利用ということを検討すべきだという御指摘だと思いました。

最後、不測の事態に関しては、ガスの事例を御紹介いただきながら実際にどう動かしていくのかという御議論だと思えますけれども、農業は非常に多様で多数の事業者からなる産業構造ですので、ガスのように寡占的といいたいまいしょうか、特定の事業者だけからなる産業とは違った、非常に難しい構造があるということをお指摘していただいたと思います。

それでは、今、私の目の前にいらっしゃる山浦委員、清原委員、吉高委員、井上委員という順番でよろしいですか。

では、よろしくお願ひいたします。

○山浦委員 山浦です。よろしくお願ひします。

不測という言葉がたくさん出ておりますけれども、生産者の立場として、農業という今回のテーマのときにたくさんお話しできればと思えますけれども、簡単に2点。

不測の事態というところでたくさん語られておりますけれども、現状御承知かと思えますけれども、人口減の中でマーケットというのが小さくなっていくというのは言われておりますけれども、それと同時に、それよりもはるかに早いスピードで農家の減り幅は大きく進んでおります。

恐らく2023年、現状で言うと130万人を切っているような基幹的農業従事者の中で、65歳以上で数えますともう70%以上が65歳、この先基本法、20年後、30年後を見たときに、20年後となってくると、恐らくもう70%の全員が引退しておられるような状況になるかなと考えたときに、未来イコール不測、足りないという意味も含めてですけれども、不測の事態が必ずくる未来だなと思っております。

そうなったときに、平時とは何ぞやと。もちろんそれまでに様々な対策であるとか、テクノロジーの発展においてカバー、補填される部分があるかと思えますけれども、改めて私の方からそういう数字的な部分込みで不測の事態の定義、平時はどういうことなのかということをお考えいただければなということをお意見させていただきます。

もう一点なんですけれども、備蓄の部分、今後様々な在り方を検討していくと書かれておりますけれども、現状棚上げして数年後に、前の議論でありましたけれども、飼料であるとか簡単に言うと貴重な食料が二束三文の形で市場に違う形で流れていくという部分は、

これだけ食料安全保障、食料の話をしていく中でかなり見当外れというか、いたずらな使い方がされているのではないかと考えております。

もう少しスマートな備蓄の在り方という部分、海外拠点における生産、備蓄という部分がもちろんありますけれども、国内においても例えば流通の中で、常に価格と品質を担保したままの形での備蓄という流れ、仕組みも恐らく可能なのではないかなと思います。

その上でのコストも掛かるかなと思いますけれども、品質さえ確保されている中で、もう少し短いスパンで市場に出して、交換して行って、品質、食料としての質を担保しながらやっていく方法もあるのではないかなと考えております。私の方からは以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

いずれも食料供給のリスクに関する御議論で、特に不測の事態に関しては今までの皆さんの御議論を受けた上で、実は平時と不測の事態というのがかなり隣り合わせになってきている、そういう世界情勢を踏まえ、国内の供給力不足を検討しておく必要があるのではないかと、そういった御意見だったと思います。

それから、備蓄政策に関しては、こちらで御議論していただいているだけではなく、もう少し多角的な新しい方策についても踏み込んだ御議論をした方がいいかなというふうに受け取りました。

それでは、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 画面を共有させていただいていいでしょうか。簡単にメモを作っていますので。

私の方からも、4に書かれていた食料施策の見直しの方向というのは、概ねどれも賛成なんですけど、ちょっと細かいところで幾つか、皆さんのコメントとここまでの議論を踏まえてちょっと気になっていることをコメントさせていただきます。

まず、14ページのところに書いてありました食品アクセスの件なんですけど、前回も少し言いかけてうまく伝わってないなと思ったんですけど、国民一人一人の安全保障とか食品流通問題は誰なのかということです。

今回、書いていただいている文章ですと、大分分かりやすくなってきているんですけど、交通弱者とか経済的な弱者だけでない誰でもが対象となるという視点がもう少しはっきり分かるようにすべきではないかなというふうに思いました。

そうでないと対象でない人が非常に多くなってしまいう問題になって、つまり国民からあまり理解が得にくくなるのではないかと思いました。

今回書いていただいている8ページのところで、2024年問題を取り上げていただいて、流通の問題が深刻になってくると、物を届けられない事態というのが発生してくる。これなどはもう誰もが直面する。自動車で買い物に行ける方も、経済的弱者でない方も直面してしまう問題ではないかというふうに思います。

それから、もう1つ、誰もが直面するだろうということで、先ほどどなたかが言われたかもしれないですが、安かろう悪かろうという商品が増えてしまっているのではないかと。これは価格の問題とも関わってくると思いますけれども、それが質の問題、食生活の質の問題、つまりFAOが言っている食料安全保障の要素でもあると思いますが、食生活の質の問題に関わってくるような部分で多くの人に関わる問題だろうというふうに思います。

誰もが関わる問題だということがはっきり分かるようにすべきということで、つまり誰もが関係するような問題についての対策をまずは広く整備した上で、弱者に対する救済措置というのをまた別の構えで作るとというのが政策として必要なのではないかなというふうに思いました。

これに併せて2つ目の(2)と書いてあるところなのですが、皆さんおっしゃっていましたが適正な価格形成についてなのですが、適正な価格形成をしない、できていない状態が一体何をもたらしているかということで、過去に堀切委員がおっしゃったコメント、私はこれは何度も引用させていただいているように思いますが、赤字で書いている、長い目を見たときには拡大や再生産ができない。つまり事業者が存続していけない。フードシステムが存続していけないことになる。

これは広く誰もが直面する食料安全保障の問題に関わることで、もう1つが青字にしていますより良質なものが生産できなくなるということにつながるということで、これが先ほど言いました質の問題です。これと関わってくる。これも誰もが関わることで、価格が適正に保たれないということは、こちらの青い方の問題にも関わってくるというふうに思いますので、そういった部分にも配慮が必要かなと思います。

それから、あと2つの点なのですが、食料消費施策の中で安全性のことが19ページにこんなふうにかかれていたかなと思うんですが、それはさっき合瀬委員が言われていたか、後半の方になるんですが、「安全性の確保や環境に配慮した食料の生産にはコストを要することについて消費者理解の醸成を図る」ということなのですが、ここまで、この書き方だとちょっと分からないんですが、ここまでの部会の議論を聞いていてちょっと気になっていたのが、食品安全というのは、すでに差別化の手段ではなく、国内や国外、い

ずれの市場でも取引していくことの前提条件になっているということの確認をすべきではないかなと思います。

当然ですが、価格によって差が付くべき要素でもありませんし、その上で、コストを負担することを消費者に広く理解してもらうためには、提供する側がまずこのスタンスを持つことが必要です。政策ももうそのように設計されているはずですので、そういう理解が要るんじゃないかなというふうに思いました。

あと、消費者をどんなふうに認識していくべきなのかということなのですが、食料消費の改善や農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料消費に関する知識の普及及び情報の提供等の施策を講ずるということなのですが、この青字で書いている「情報さえあれば」に陥ってはいけないなというふうに思います。このことが消費者の選択だけに頼ると、多分うまく施策が進まないんじゃないかなということです。

これは第10回で二村委員がおっしゃっていたんですが、適切な消費行動に努めるといったときに、一人一人の消費者というのは、自分にとって既に適切に行動しているので、あなたの行動は適切でないですよと伝えることは難しいとおっしゃっていました。

これは19ページの(4)につながるんですけども、知識・情報を伝えるのは非常に重要で、理解してもらうということも非常に重要なんですが、それだけで消費者はなかなか社会的に見て合理的な選択をしてくれないので、選べる環境をやはり構築するような政策が要ると思います。

今日は出てきていませんが、環境配慮型の農産物を選んでもらうであるとか、あるいは適正な価格の食品がやり取りできるように、取引されるようにというときは、多分知識だけで分かってもらう、情報だけ与えて分かってもらうというのでは選択してもらえないというふうに思います。そういった知識や情報が活用できる環境の整備というのが恐らく必要です。難しいとは思いますが、こここのところがちょっとここまでの議論を聞いていて気になったところです。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。まず食品アクセスの問題、御指摘の中で、これは特定の方だけでなく、地域的な偏り、経済弱者だけではなく、誰もがということ意識しながらの課題設定と制度の検討が必要ではないかという御議論がありました。

それから、2024年問題にも言及されながら、届けられない可能性にも御指摘がありました。

価格形成に関してはいろいろな問題があり、現状が適正でないという認識がおありだと

思うんですが、そういう価格形成が良質な食料を提供できないということにつながっていくということに言及していただきました。今の私たちの豊かな食を支えている日本の食料供給の在り方の根幹を揺るがしている、物流の基盤が継続できなくなってしまう問題があると改めて感じたところです。

それから、安全の問題に関して、食品安全政策についての重要性の御指摘がありました。

最後に、「消費者が情報さえあればいい」ということではなくて、それをきちんと理解していただくような状況を作るといふことと、それから選べる環境というものを用意すること、多様な食環境の整備といったことにも言及していただいたと思います。ありがとうございました。

それでは、吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 御指名ありがとうございます。

まず基本的に、今回の見直しの方向性については賛成しております。

先ほどの御指摘の国内の食料生産の危機的な状況も認識しつつの上で、大きく3点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず、この20年で顕在化した大きな、本当の危機の1つはサプライチェーン危機ですが、サプライチェーン危機は輸出政策と輸入政策、双方に影響しますので、例えば先ほど、まだ輸出や輸入に対して小規模というコメントがございましたけれども、真砂委員の指摘にも触発されまして、友好国という視点での将来的に輸出政策の対象製品ですとか、輸入対象の食品ですとか、実はそういった海外との関係は全て食料安全保障に関わってくるのではないかと思います。

私、以前コメントさせていただきましたけれども、やはり国際協力においても、単なる友好国を作るといふことだけではなくて、食料ルートの確保にも資するといふことで、この輸出や輸入も同じように考えていただく必要があると。つまり相関関係はあるのではないかと感じておりました、あまり分けて考えなくてもいいと感じております。

それで、さらにこのサプライチェーン危機というところでは、今回、食品ロスという言葉が全体の中で12ページに1回しか出ておりませんで、環境問題としてしか捉えてないような書きぶりなんですけれども、世界的にはこれはやはりサプライチェーン危機や食料危機の中で言われていたと思いますので、やはり一種の安定供給の政策の一環としても考えられるべきかとは思っております。

さらに、食品の安全といふことの政策に関してなんですけれども、持続可能な農業生産

による製品というのは、これは輸出だけではなくて、先ほど清原委員の御指摘があったとおり、国内での生産においては、例えばインバウンドの外国人や移住者の需要が増えれば、必然的にこういった海外目線での食品の選択というのが高価格帯でも買っていただけるような商品にもなるわけです。先ほど合瀬委員が消費者の主体的な係わりについて強調されたところで、表示の見直しに関して「海外への輸出」のことであるとおっしゃった。今の時点で考えるとそうかもしれませんが、今後の持続可能な農業ということを考えると同じ消費者という視点ではそれが適正価格の醸成に関係してくるのではないかとは思っております。

それから食品のアクセスですけれども、これは先ほど清原委員もおっしゃっていましたが、経済的な困難による食の問題と、やはり買い物困難とか物流網の課題とか、そういったものと分けて考えるべきだと思います。これは二村委員も事前に意見を提出されておりました。

そして経済的な理由だけではなく、例えば両親ともエッセンシャルワーカーの場合、子供の朝食を摂る時間が遅くなって脳の発達にも影響するというデータもあり、これは基本的にこども食堂やフードバンクで対応できるものではなくて、そして子供とか消費者への食育だけではなくて、親に対しての食育も必要かと思えます。そういった点では食育という言葉が19ページにしかないので、実は食料生産と食育というのは、食料生産側だけではなくて、食料の消費者側の立場全てに関わってくると思うので、もう少し食育について強調していただくところがあってもいいのかなと思いました。

先だって、気仙沼高校で授業いたしました。漁獲量が減っていることは認識していても、気候変動で漁獲量が影響するという事は、初めて知って驚いたと言っております。もっと漁業の状況を知らなければならないと言っていました。やはり食料に関する教育については、もちろん農水省だけではないと思えますけれども、これは食料の供給や生産とも切っても切れない問題だと思いますので、是非強調して、考えていただければと思います。

さらに、教育というのはコミュニケーションツールだと思うんです。例えば消費者のコミュニケーションツールとして、先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、外部経済の内在化のツールとしてこのラベリングという手法は非常に有効でございまして、ただし、認証にコストが掛かるというのはなかなか難しいと思えます。ある大手小売では、今後、自分たちの商品に対しては、自分たちでラベリングをして、新たな価値を消費者に伝えていく、オプションを提供していくというようなことも言っていました。

こういったソフト面でのコミュニケーション強化というのが価格の向上を促すことにもつながると思います。

最後に、堀切委員もおっしゃっていましたが、価格形成については、市場の受入体制を考えての生産と、今申し上げたような市場や消費者とのコミュニケーション、こういったものが強化されなければ、私の専門でございますサステナブルファイナンスがせっかく進んできたとしても、具体的な資金の流れができるのは難しいかと思っておりますので、是非このあたりも強調していただければと思います。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

全体的な見直しの方向性に関しては、一番初めに御賛成いただいたと思います。

それで、サプライチェーン危機を御指摘いただきながら、様々な視点で論点を上げていただきました。

印象的だったのは、国際協力というのは、国内の食料調達の観点からも、海外からの食料ルートを確保するためにもとても重要だという御指摘がありました。

それから食品ロスに関しては、持続可能性や環境問題というだけではなくて、安定供給の1つの手段として、このロスの改善の部分から安定供給に資することがあるという御指摘もあったところです。

あとは、国内の消費者だけでなく、インバウンドも含めた海外の消費者への目配りの必要があるとの御指摘がありました。

それからちょっと飛びますけれども、食育に関して、もう少し議論を深めた方がよろしいのではないかということ、それから価格形成に関しても、消費者とのコミュニケーションをきちんと取りながら行っていかなければ、なかなかうまく実行できないのではないかという御示唆をいただいたと理解しております。ありがとうございます。

それでは、井上委員、そして上岡委員の順番に御発言いただきたいと思っております。

○井上委員 委員の井上です。

見直しの内容について、こちらも概ね賛成です。異論等ございません。

その上で2点ほど発言、意見をさせていただきます。

1点目が、他委員の皆様からももうたくさん御発言がなされていましたが、11ページです。価格形成のところ。「農業者・農業者団体等は、コスト構造の把握、適切なコスト管理の下で価格交渉を行いうるような」という一文がありますけれども、一番最後、「消費者に食品にかかるコストが認識されることも不可欠である」とありますが、この

「消費者」という部分に続くように、「消費者、流通・小売業者に、食品にかかるコストが認識されることも不可欠である」と追記したらどうかなというふうに思いました。

というのも、弊社は農業生産を行っておりまして産直提携型農業、こういったものを推進する取引先様が多いんですけれども、最近見られる動きといたしましては、来月4月からの予測される値上がりを受けて、既にこの産直提携型で取引を行う方々から、言うなれば流通小売業者から、コストの増加どうですかということで、単価の値上げの交渉をこちらからの交渉ではなくて、向こう側からの提案として、そんな御意見を多くいただいております。

何が言いたいのかというと、生産現場の農家は、この再生産可能なというところを踏まえて価格交渉をしたいんですけれども、価格交渉をしたときに、それなら要らないよというふうに言われてしまうことに非常に恐れを感じています。なので、この消費者ももちろんコストの認識というものを持っていただければとは思っているんですが、この消費者と一番密接につながりを持つ流通小売業者というところから、農業者に歩み寄るような形が取れるのであれば、再生産可能であり、かつ価格交渉がスムーズにできるのではないかとこのように感じました。

また、この価格交渉ができる農家を作り上げるということで考えていきますと、インボイスなどに見られる、この消費税課税事業者ではない、いわゆる兼業農家といったところの方々は、そもそも適切なコスト管理というものをするようないろんなリソースがないという印象が見受けられます。なので、そういう農家が淘汰されればいいということではなくて、地域の環境であったり、文化を守るという上では、兼業農家は非常に大切なパイを占めていると思いますし、そういうことではないんですけれども、攻めでいくのであれば、この農業経営体、法人経営体であったり、団体で農業経営をする、そういったところが力を付けていくことによって、自然とこのコスト管理というものができるよう、そんな農業の世界が生まれるのではないかなというふうに感じました。

今の1点目はそんなところを感じました。

2点目についてですが、14ページの食品アクセスのところですか。これも他の委員の皆様から御発言がありましたけれども、先ほども御意見がありましたが、フードバンクやこども食堂などの活動の支援を強化する必要というふうにあります。私もこのフードバンクやこども食堂だけでは、この食品アクセス問題を解決することは難しいというふうに感じています。

ではどうすればいいのかというところなんです、フードバンクやこども食堂、それから、前なのか後なのか、ちょっと分かりませんが、ソーシャルビジネスであったり、コミュニティービジネス、こういったものに取り組む社会起業家の活動の支援を行うということが重要になってくるかなというふうに感じました。先ほど、齋藤委員ですか、私も中山間地に住んでおまして、この売るも買うも、2024年問題が来たときに売り買いすることがそもそも難しくなってくるのではないかと、こんな不安を抱えています。こういったときに、問題を直接解決するフードバンクであったり、こども食堂というところではなくて、物流であったり、そういったところも包括的に取りまとめて、それを社会起業家、ソーシャルビジネスやコミュニティービジネスとして包括的に捉えるような方々が増えていくことによって解決がなされるのではないかな、むしろそういう動きでないと解決はできないのかなというふうに感じています。

最後に、中家委員の御発言の一番最後にございましたけれども、消費者・生産者の相互理解というところが御発言としてありました。この書きぶりとしたしましては、生産者・消費者ではなくて、消費者・生産者の相互理解というところで、消費者からの歩み寄りに期待を持ちたいなというふうに感じました。発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

価格形成に関してもかなり様々な観点から御議論いただきましたけれども、消費者の認識として、フードチェーンで考えている場合、もう一步川上と小売の部分のセクターの役割と、コスト認識に関しての御議論を深めていく必要があるのではないかというお話でございました。

結局、消費者と対面しているのは小売なので、その方々からの説明も必要なかなと聞いていて思った次第です。

そのときに、価格形成については、フードチェーン全体での取組が必要なんです、最も川上にいらっしゃる農家のコスト管理ということがやはりポイントになるという御指摘で、これは柚木委員にも御指摘いただいたと思うんですけれども、そこについての御議論を深める必要があるとおっしゃっていたと思います。

それから食品アクセスに関しては、ソーシャルビジネスの役割ということへの御議論が非常に印象的だったと思います。このヒアリングの中でも、NPOの方にお越しいただきまして、非常に重要な役割を果たしているということを我々も認識しましたけれども、そういった活動についても視野に入れる必要があると思った次第です。

最後、消費者・生産者の相互理解ということについての言及もございました。ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、上岡委員、お願いいたします。

○上岡委員 すみません、出席が遅れまして、申し訳ありませんでした。

私の方からは、食料安全保障、食品安全、消費者視点の3点から意見を述べさせていただきます。

まず食料安全保障につきましては、もう既に様々な委員の皆様から出ておりますけれども、現行の基本法制定後の情勢の変化ということもあって、我が国においてもFAOの定義する食料安全保障の確保に支障が生じているということで、新たに課題になっている点ですけれども、我が国においても、御承知のとおり、格差社会の中で一定の貧困層が存在しております。

一方で食品ロス削減推進法でも謳われていますように、眼前の食品ロスをなくすこと、これも重要な点ですけれども、それに加えてフードバンク活動への理解といった点も求められているわけですが、現状では、フードバンクやこども食堂では、いつでもどこでも必要とする人がアクセスできるという状況にはまだないということで、数も足りないし、ボランティアでは継続もできないということがあるかと思うんですが、誰しもが安定的に安全な食料を手に入れるためには、フードバンクの活動支援などフードセーフティネットワークを構築できるような政策的支援というのが強化される必要があるかと思っております。

二村委員の方からも、他の委員の方からもありましたように、食品アクセスの問題と貧困層への対応というのはやはり別の課題として整理した方がいいのかなというふうに考えております。

2点目に、食品安全行政についてということで、厚生労働省との関わりもあろうと思いますが、リスク分析の中でもとりわけ消費者への理解を促すリスクコミュニケーションが重要ではないかというふうに思っております。食品表示の分かりやすさというのはもとよりですが、有機JASとかGAPとか、こういったものが生産者にも消費者にも双方にとってメリットをもたらすような見せ方というか、仕組みづくりというものが重要ではないかなというふうに感じます。

またさらには、あまり触れられていないかもしれませんが、現在注目されている培養肉、昆虫食、フードプリンターみたいな、フードテックについても今後、食料安定供給に資する可能性があるとするれば、その安全性についてもリスク分析等により確認する施策という

ものが今後必要になってくる、そういう視点も必要になってくるのかなというふうに思っております。

最後に消費者視点ということでございますが、農業基本法から、食料・農業・農村基本法への移行に伴いまして、国民、消費者視点というのが重視されてきたわけですが、食料の安定的な供給を確保すること、我が国農業の食料供給力を強化することの観点から、量・質両面において、生産から流通、消費に至るまで、食料が国民の納得する合理的価格で、安定的に供給されることは国家の基本的な責務ということに異論は全くございませんけれども、皆様からもありましたように、消費者にとっての合理的価格、適正な価格とはどのような価格なのか、今一度問う必要はあるかなと思っております。国内生産の維持、持続可能な農業生産、再生産ということのためにも、消費者理解を促す、消費者の側からの消費者行動を促すような理解ということですかね。生産を支える良い関係を構築していく必要があると思っておりますので、国民理解の醸成に向けた取組とは一体何なのかということとをいま一度整理する必要があるかなというふうに思いますし、吉高委員からもありましたように、食育ということの強調、食育基本法との連携ということも是非お願いしたいというところでございます。

最後に、日本の人口からすると、もちろん国内需要は量的には縮小傾向であるということとは分かるんですが、一方で、消費者の食に対する国産志向の高まりをしっかりと捉えた上で、何をどう国内需要用に仕向けるのか、輸出入との兼ね合いも考えつつ、また輸送の環境負荷との兼ね合いも考えつつ、検討できるとよいのではないかなというふうに考えております。意見ですが、以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

食料安全保障、食品安全政策、それから消費者視点の議論をしていただきました。

今まで皆さんから御議論いただかなかったこととしては、リスクコミュニケーションについての言及で、こちらも非常に大切なことだと思います。フードテックのような新しい食が出てきたとき、リスクコミュニケーションを丁寧に進める必要があるという印象を持ちました。

それから消費者の認識を高めていく上での食育の役割ということにも言及がありましたが、食料供給力の向上に、消費者としてコミットしていただくような仕組み、消費者の行動を促すような仕組みを考えることも重要ではないかという御議論だったと思います。

こちらで私からのコメントは終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

一応これで全員の方々から御議論いただきまして、一番初めにお願いしましたとおり、皆様の相互の御議論になるような観点から御発言いただきました。御発言の前の方の御意見も参照していただきながら御説明いただいたので、非常に実りある議論になったのではないかなと思っております。

ここではとりまとめませんが、全体的に見直しの方向性に関しては、大体御賛同いただいたと理解しておりますので、事務局の方ではこれを踏まえて、また検討を進めていただければと思います。

農林水産省の方から何か御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

○総括審議官 本日、様々な意見をいただきましたことについては、中間取りまとめに向けて参考にさせていただき、よく委員の皆様方と検討させていただきたいと思います。

1点だけ、不測の事態につきましては、これから基本計画とその他の回において、もうちょっと深掘りして御説明を、我々の考え方等を提案させていただければと思って、現在準備をしているところでございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは本日の議題はここまでとしたいと思いますが、最後に委員の皆さんで、どなたか、御発言はございますか。

中家委員、お願いします。

○中家委員 先ほど齋藤委員、井上委員から、いわゆる過疎化が進む中での買い物困難者の話がございました。私はこのことは非常にこれからますます増えていくんじゃないかなと思ってございまして、その中で、今、私の地元の中で移動販売車を数台走らせてございまして、これが非常に好評でして、これはいわゆる買い物困難者の全く有効な手段じゃないかなと思ってございますので、この食品アクセスの14ページのところにフードバンクやこども食堂の活動への支援等を強化する必要と書かれているんだけど、この中に、移動販売というこのことも組み入れていただいたら非常に有り難いかなと思いますので、一言。

ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。では、これも事務局の方で受け止めていただければと思います。よろしいでしょうか。

それではこれにて、終了したいと思います。最後に事務局から次回の日程についての御説明をお願いいたします。

○政策課長 では次回の基本法検証部会は、3月27日月曜日、13時半からを予定しております。議題は農業分野の今後の施策の方向について御議論ということでございます。詳細につきましては、調整がつき次第、連絡させていただきます。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の食料・農業・農村政策審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後5時01分 閉会